

## 1. 産業廃棄物処理施設の設置状況について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成26年度実績）による〕

## (1) 調査方法

- ①調査対象機関 47 都道府県、68 政令市  
 ②調査内容 産業廃棄物処理施設の設置数

## (2) 調査結果の概要

平成27年4月1日現在において許可を受けた産業廃棄物処理施設の数は、全体で20,507施設（前年度20,571施設）となっており、前年度より64施設（前年度比約0.3%）減少している。（表1-1参照）

表1-1 産業廃棄物の処理施設数

区 分	施設数 (平成27年4月1日現在)		平成26年度分		
			新規施設数	変更許可数	廃止施設数
中間処理施設	18,680	(18,691)	525	136	423
汚泥の脱水施設	2,994	(3,063)	33	11	94
汚泥の乾燥施設（機械）	230	(238)	7	5	11
汚泥の乾燥施設（天日）	78	(78)	0	1	1
汚泥の焼却施設	618	(623)	13	3	11
廃油の油水分離施設	248	(251)	4	2	5
廃油の焼却施設	613	(664)	8	3	7
廃酸・廃アルカリの中和施設	147	(146)	2	0	5
廃プラスチック類の破碎施設	1,924	(1,869)	87	31	46
廃プラスチック類の焼却施設	750	(755)	10	5	16
木くず又はがれき類の破碎施設	9,711	(9,615)	347	69	184
コンクリート固型化施設	32	(32)	1	0	0
水銀を含む汚泥のばい焼施設	11	(9)	0	0	0
シアン化合物の分解施設	111	(117)	0	3	8
廃石綿等又は石綿含有廃棄物の熔融施設	11	(13)	0	0	0
PCB廃棄物の焼却施設	20	(2)	0	0	0
PCB廃棄物の分解施設	17	(18)	0	0	1
PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	15	(15)	0	0	0
その他の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く)	1,150	(1,185)	13	3	34
最終処分場	1,827	(1,880)	12	21	52
遮断型処分場	24	(24)	0	0	0
安定型処分場	1,073	(1,120)	5	13	38
管理型処分場	730	(736)	7	8	14
合計	20,507	(20,571)	537	157	475

注) 1. ( )内は前年度の調査結果

### ①中間処理施設

許可を受けた中間処理施設の施設数は、全体で 18,680 施設となっており、前年度との比較では 11 施設（前年度比 0.1%）の減少となっている。内訳は、木くず又はがれき類の破碎施設が 52%、汚泥の脱水施設が 16%、廃プラスチック類の破碎施設が 10%であった。

新規に許可を受けた木くず又はがれき類の破碎施設は 347 施設あり、新規に許可を受けた施設の半分以上を占めている。また、新規に許可を受けた焼却施設は 16 施設であり、前年度と比べて 4 件の増加となった。（経年変化は図 1-1 参照）

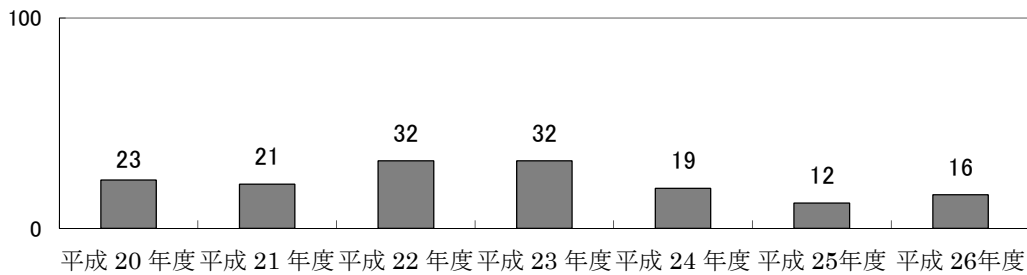
### ②最終処分場

許可を受けた最終処分場の施設数は、全体で 1,827 施設となっており、前年度との比較では 53 施設の減少となっている。

新規に許可を受けた最終処分場は 12 施設であり、前年度と比べて 2 施設減少となった。（経年変化は図 1-2 参照）

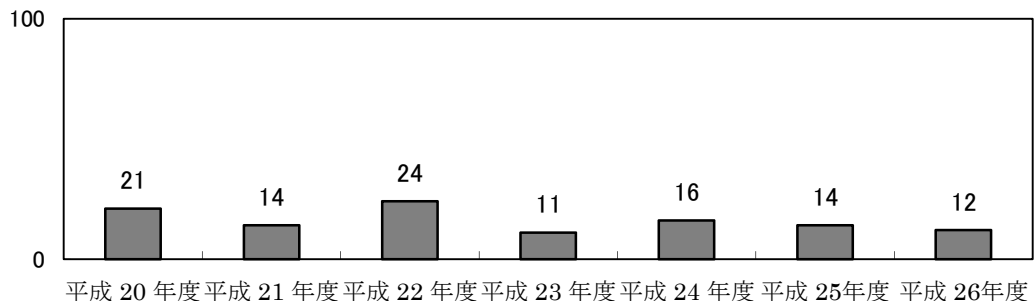
（参考）産業廃棄物処理施設の新規許可件数推移

図 1-1 焼却施設の新規許可件数



注）焼却施設については「廃プラスチック類」と「その他」など複数の許可を持つ施設も施設数で 1 としているため、表 1-1 の数値とは一致しない。

図 1-2 最終処分場の新規許可件数



## 2. 産業廃棄物処理業の許可等の状況について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成26年度実績）による〕

### (1) 調査方法

- ①調査対象機関 47 都道府県、68 政令市
- ②調査内容 産業廃棄物処理業の許可件数

### (2) 調査結果の概要

#### ①産業廃棄物処理業の許可の状況

平成27年4月1日現在における産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より3,227件減少し、198,648件となっている。特別管理産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より568件減少し、20,056件であった。

処理業許可件数が平成23年度以降大幅に減少したのは、平成22年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、産業廃棄物収集運搬業許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可が合理化されたことが主な原因である。

(図2-1、表2-1参照)

図2-1 許可件数の経年変化

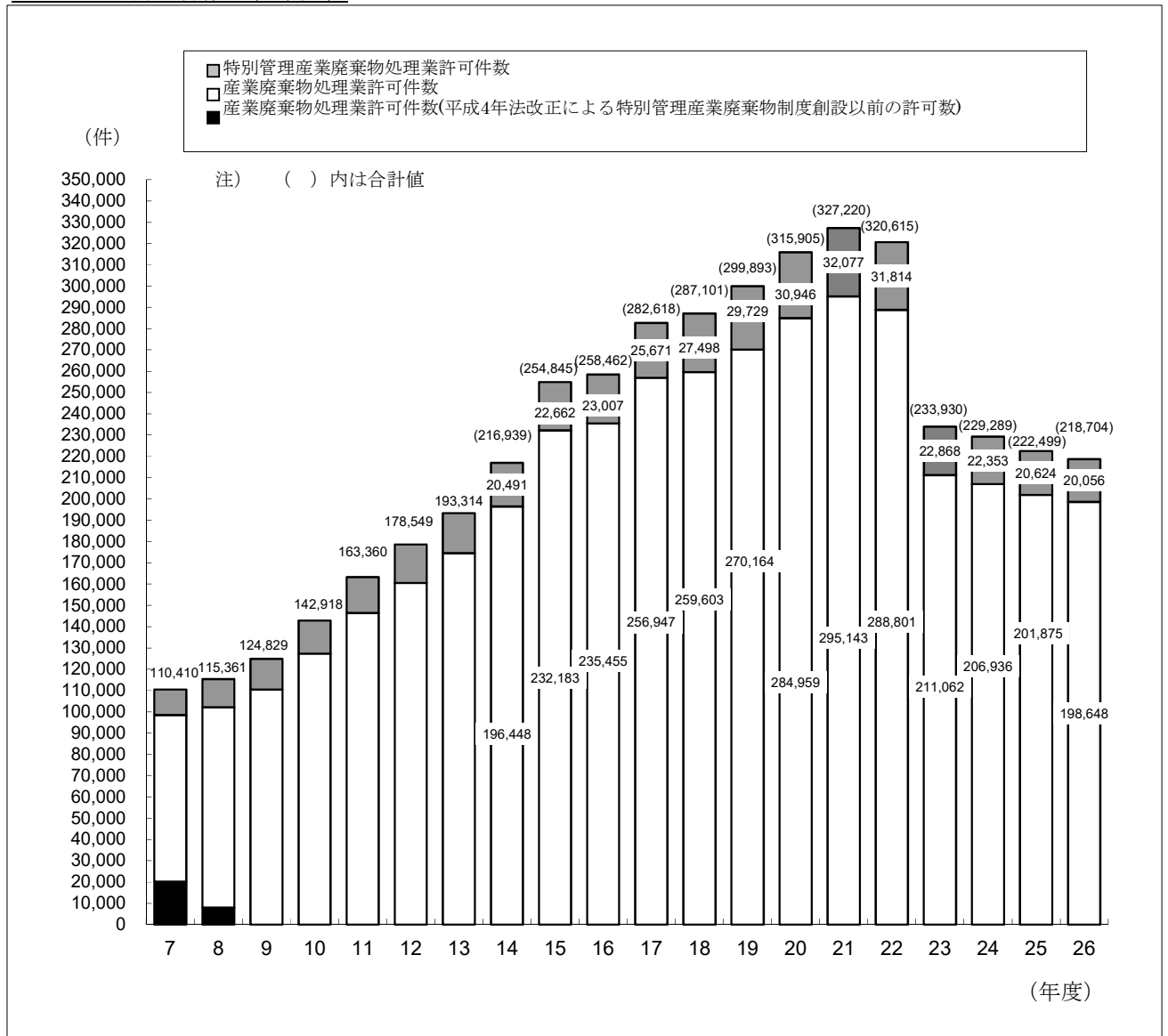


表 2-1 産業廃棄物処理業の許可件数（平成 27 年 4 月 1 日現在）

許 可 件 数		合 計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
198,648	20,056	218,704

（内 訳）

（ア）産業廃棄物処理業の許可件数

	許 可 件 数 (平成 27 年 4 月 1 日現在)	平 成 26 年 度	
		新規許可件数	更新許可件数
収 集 運 搬 業	185,427 ( 188,475)	12,586 ( 11,852)	25,540 ( 23,689)
積替あり	8,461 ( 8,567)	195 ( 188)	1,441 ( 1,467)
積替なし	176,966 ( 179,908)	12,391 ( 11,664)	24,099 ( 22,222)
処 分 業	13,221 ( 13,400)	288 ( 321)	2,492 ( 2,290)
中間処理のみ	12,350 ( 12,491)	281 ( 312)	2,345 ( 2,145)
最終処分のみ	319 ( 346)	6 ( 6)	44 ( 65)
中間・最終	552 ( 563)	1 ( 3)	103 ( 80)
合 計	198,648 ( 201,875)	12,874 ( 12,173)	28,032 ( 25,979)

（イ）特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

	許 可 件 数 (平成 27 年 4 月 1 日現在)	平 成 26 年 度	
		新規許可件数	更新許可件数
収 集 運 搬 業	19,260 ( 19,782)	937 ( 1,096)	2,255 ( 4,165)
積替あり	1,184 ( 1,210)	34 ( 41)	148 ( 396)
積替なし	18,076 ( 18,572)	903 ( 1,055)	2,107 ( 3,769)
処 分 業	796 ( 842)	14 ( 29)	118 ( 287)
中間処理のみ	720 ( 766)	9 ( 28)	106 ( 258)
最終処分のみ	53 ( 51)	4 ( 1)	9 ( 9)
中間・最終	23 ( 25)	1 ( 0)	3 ( 20)
合 計	20,056 ( 20,624)	951 ( 1,125)	2,373 ( 4,452)

- 注) 1. 許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。  
 2. ( ) 内は、前年度の調査結果である。

(ウ) 都道府県・政令市等の収集運搬業（積替なし）の許可件数

許 可 件 数 (平成 27 年 4 月 1 日現在)			合 計
	産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
全国計	198,648 (201,875)	20,056 (20,624)	218,704 (222,499)
都道府県計	183,192 (176,307)	18,092 (17,556)	201,284 (193,863)
政令市等計	15,456 (25,568)	1,964 (3,068)	17,420 (28,636)

- 注) 1. 都道府県・政令市等の収集運搬業（積替なし）の許可件数である。  
 2. 許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。  
 3. ( ) 内は、前年度の調査結果である。

③産業廃棄物処理業の廃止の状況

平成 26 年度における産業廃棄物処理業の廃止（一部廃止を除く）の届出件数は合計 2,044 件であった。（表 2-2 参照）

表 2-2 産業廃棄物処理業の廃止届出件数（平成 26 年度）

廃 止 届 出 件 数		合 計
産 業 廃 棄 物 処 理 業	特別管理産業廃棄物処理業	
1,842	202	2,044

(内 訳)

	産 業 廃 棄 物	特別管理産業廃棄物
収 集 運 搬 業	1,626 ( 1,711)	181 ( 233)
積替あり	100 ( 112)	12 ( 22)
積替なし	1,526 ( 1,599)	169 ( 211)
処 分 業	216 ( 256)	21 ( 31)
中間処理のみ	206 ( 235)	19 ( 30)
最終処分のみ	9 ( 14)	1 ( 0)
中間・最終	1 ( 7)	1 ( 1)
合 計	1,842 ( 1,952)	202 ( 264)

- 注) 1. ( ) 内は、前年度の調査結果である。

### 3. 行政処分等について

〔産業廃棄物行政組織等調査（平成 26 年度実績）による〕

#### (1) 調査方法

- ①調査対象機関 47 都道府県、68 政令市
- ②調査内容 行政処分等

#### (2) 調査結果の概要

平成 26 年度における法第 18 条の報告徴収は 4,684 件（前年度 5,124 件）、法第 19 条の立入検査件数は、186,482 件（前年度 181,292 件）であった。

また、平成 26 年度における行政処分については、法第 14 条の 3 の 2（産業廃棄物処理業の許可取消し）と法第 14 条の 3 による処分（産業廃棄物処理業の停止処分）の合計は 330 件（前年度 413 件）、法第 14 条の 6 による処分（特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し・停止処分）の合計は 11 件（同 26 件）、法第 15 条の 3 による処分（産業廃棄物処理施設の許可取消し）と法第 15 条の 2 の 7 による処分（産業廃棄物処理施設の改善命令・停止命令）の合計は 41 件（同 63 件）、法第 19 条の 3 の命令（改善命令）は 43 件（同 41 件）、法第 19 条の 5 の命令（措置命令）は 12 件（同 22 件）、法第 19 条の 6 の命令（措置命令）は 0 件（同 0 件）であった。（表 3-1 参照）

表 3-1 行政処分等の件数（平成 26 年度）

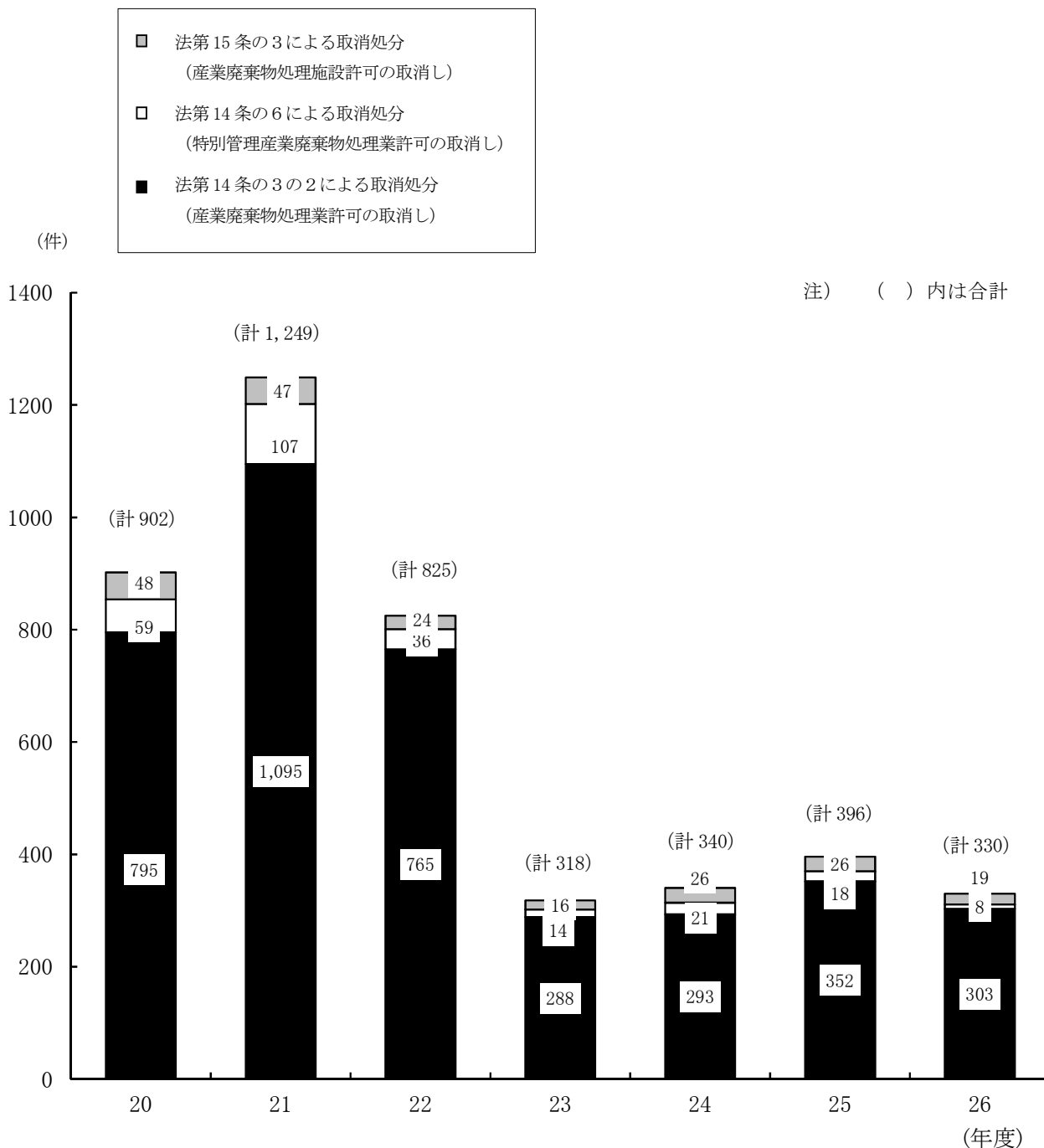
処分等の内容			件数		
立入検査等	法第 18 条の報告徴収		4,684	(5,124)	
	法第 19 条の立入検査		186,482	(181,292)	
管理票に関する 行政指導	法第 12 条の 6 の勧告		20	(3)	
	法第 12 条の 6 に係る指導		23	(52)	
行政処分	処理業	(産業廃棄物処理業)		330	(413)
		法第 14 条の 3 の 2 の処分	許可の取消し	303	(352)
		法第 14 条の 3 の処分	全部停止	24	(59)
			一部停止	3	(2)
		(特別管理産業廃棄物処理業)		11	(26)
		法第 14 条の 6 の処分	許可の取消し	8	(18)
			全部停止	2	(8)
	一部停止		1	(0)	
	処理施設	(産業廃棄物処理施設)		41	(63)
		法第 15 条の 3 の処分	許可の取消し	19	(26)
		法第 15 条の 2 の 7 の処分	改善命令	15	(12)
			停止命令	7	(25)
		事業者等	法第 19 条の 3 による処分	改善命令	43
法第 19 条の 5 による処分	措置命令		12	(22)	
法第 19 条の 6 による処分	措置命令		0	(0)	

注) 1. ( ) 内は、前年度の調査結果である。

【参考資料】

a) 取消処分の推移

図3-1 取消処分件数の経年変化



注) 1. 平成26年度の数值は、都道府県及び政令市に対し平成26年4月から平成27年3月末までの実績を調査した結果である。

b) 産業廃棄物の許可施設数の推移

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
中間処理施設	20,613	19,164	19,076	19,444	19,345	19,320	19,147	18,880	18,829	18,691	18,680
汚泥の脱水施設	6,666	4,810	4,221	3,935	3,774	3,532	3,383	3,208	3,125	3,063	2,994
汚泥の乾燥施設（機械）	238	242	248	245	244	243	246	245	239	238	230
汚泥の乾燥施設（天日）	78	73	74	71	70	67	89	99	78	78	78
汚泥の焼却施設	654	679	691	696	683	680	666	631	621	623	618
廃油の油水分離施設	265	256	253	258	260	258	265	247	249	251	248
廃油の焼却施設	635	639	668	691	699	680	675	694	687	664	613
廃酸・廃アルカリの中和施設	200	186	182	167	149	142	138	136	143	146	147
廃プラスチック類の破砕施設	1,161	1,286	1,411	1,575	1,649	1,738	1,777	1,792	1,813	1,869	1,924
廃プラスチック類の焼却施設	1,076	1,052	1,009	980	983	956	899	820	792	755	750
木くず又ははがれき類の破砕施設	7,765	8,135	8,529	9,061	9,056	9,283	9,365	9,457	9,594	9,615	9,711
コンクリート固型化施設	43	40	37	36	36	35	34	33	38	32	32
水銀を含む汚泥のばい焼施設	8	8	8	8	8	8	8	10	9	9	11
シアン化合物の分解施設	216	194	182	177	161	151	135	130	124	117	111
廃石棉等又は石棉含有廃棄物の 溶融施設	—	—	—	—	14	16	16	16	13	11	11
PCB廃棄物の焼却施設	0	0	0	0	0	0	2	1	1	2	20
PCB廃棄物の分解施設	18	16	17	20	19	17	17	18	19	18	17
PCB廃棄物の洗浄施設	13	16	13	13	11	11	12	13	15	15	15
その他の焼却施設	1,577	1,532	1,533	1,511	1,529	1,503	1,420	1,330	1,269	1,185	1,150
最終処分場	2,478	2,335	2,205	2,253	2,199	2,157	2,047	1,990	1,942	1,880	1,827
遮断型処分場	33	33	33	32	32	32	25	25	25	24	24
安定型処分場	1,484	1,413	1,382	1,361	1,326	1,283	1,244	1,201	1,164	1,120	1,073
管理型処分場	961	889	880	860	841	842	778	764	753	736	730
合計	23,091	21,499	21,281	21,697	21,544	21,477	21,194	20,870	20,771	20,573	20,507



c) 都道府県別の産業廃棄物処理施設の設置状況 (平成27年4月1日現在)

都道府県	中間処理施設	うち焼却施設	最終処分場
北海道	1,303	134	290
青森県	483	77	22
岩手県	447	48	31
宮城県	480	45	25
秋田県	290	33	24
山形県	314	80	19
福島県	408	113	68
茨城県	373	120	35
栃木県	296	68	12
群馬県	414	68	35
埼玉県	624	117	3
千葉県	554	130	34
東京都	290	28	5
神奈川県	572	127	14
新潟県	611	125	39
富山県	461	37	27
石川県	202	26	22
福井県	143	44	10
山梨県	142	17	4
長野県	502	61	29
岐阜県	179	49	18
静岡県	912	163	180
愛知県	945	143	105
三重県	523	73	33
滋賀県	194	33	26
京都府	185	22	12
大阪府	293	71	12
兵庫県	600	141	45
奈良県	75	14	13
和歌山県	174	22	9
鳥取県	149	21	12
島根県	195	19	19
岡山県	445	98	39
広島県	505	129	89
山口県	449	112	71
徳島県	178	30	7
香川県	188	27	36
愛媛県	511	83	39
高知県	154	22	13
福岡県	749	104	57
佐賀県	212	29	42
長崎県	351	36	19
熊本県	361	48	34
大分県	320	54	31
宮崎県	295	41	60
鹿児島県	444	38	32
沖縄県	185	31	26
全国計	18,680	3,151	1,827

d) 行政処分等の件数の推移

処分等の内容	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
法第18条 報告徴収	35,349	33,582	23,425	13,866	15,786	13,777	13,779	9,570	9,704	5,124	4,684
法第19条 立入検査	125,332	161,203	180,291	196,144	198,326	198,697	182,544	183,832	191,705	181,292	186,482
法第12条の6 勸告	31	22	6	5	14	1	50	8	5	3	20
法第14条の3の2 許可の取消し	884	722	732	699	795	1,095	765	288	293	352	303
法第14条の3 停止命令	72	88	77	72	66	67	53	46	38	61	27
法第14条の6 許可の取消し	40	33	33	71	59	107	36	14	21	18	8
法第14条の6 停止命令	9	9	18	6	11	8	10	1	8	8	3
法第15条の3 許可取消し	21	42	40	34	48	47	24	16	26	26	19
法第15条の2の7 改善命令	44	38	22	17	24	17	14	14	13	12	15
法第15条の2の7 停止命令	22	28	18	14	13	16	15	13	15	25	7
法第19条の3 改善命令	107	100	71	54	40	47	38	37	49	41	43
法第19条の5 措置命令	85	75	59	55	16	28	30	13	55	22	12
法第19条の6 措置命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### 4. 産業廃棄物最終処分場の残存容量等について

[産業廃棄物行政組織等調査（平成26年度実績）による]

##### (1) 最終処分場の残存容量（平成27年4月1日現在）

最終処分場の残存容量は約16,604万m<sup>3</sup>であり、前年度から約576万m<sup>3</sup>（約3.4%）減少した。

表5-1 最終処分場の残存容量（平成27年4月1日現在）

(単位:m<sup>3</sup>)

最終処分場		残存容量
遮断型処分場		9,965 (9,860)
安定型処分場	総数	60,141,434 (67,099,134)
管理型処分場	総数	105,893,423 (104,700,609)
	うち海面埋立	40,035,574 (39,007,708)
計		166,044,822 (171,809,603)

- 注) 1. 法第15条第1項の許可を受けた施設である。  
 2. 「海面埋立」は、総数のうちの海面埋立分の内数とする。  
 3. ( ) は、前年度の調査結果である。

##### (2) 最終処分場の残余年数（平成27年4月1日現在）

平成26年度の最終処分量及び平成27年4月1日現在の最終処分場の残存容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では16.0年であるが、首都圏では5.4年と依然として厳しい状況にある。

表5-2 産業廃棄物の最終処分場の残存容量と残余年数（平成27年4月1日現在）

区分	最終処分量 (万t)	残存容量 (万m <sup>3</sup> )	残余年数 (年)
全国	1,040 (1,172)	16,604 (17,181)	16.0 (14.7)
首都圏	310 (331)	1,663 (1,714)	5.4 (5.2)
近畿圏	174 (158)	2,986 (2,732)	17.2 (17.3)

- 注) 1. 首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。  
 近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。  
 2. 残余年数=残存容量/最終処分量とする。(tとm<sup>3</sup>の換算比を1とする)  
 3. ( ) 内は、前年度の調査結果である。

(3) 最終処分場の残余年数等の推移

